

北海道森林審議会委員の公募のお知らせ

○ 北海道では、林務施策に道民の皆様の声を反映させるため、「北海道森林審議会」の委員を募集します。

※「北海道森林審議会」は森林法第68条の規定に基づき、法令に基づく事項の処理を行うほか、北海道の森林づくりに関して幅広く意見を伺うために設置しています。現在14名の委員で構成されておりますが、本年12月に委員の任期が満了となります。

<応募要領>

応募資格	次のすべての条件を満たす方 ① 北海道内に居住する満20歳以上の女性（令和5年12月1日現在） ② 森林づくりに関して関心を持ち、審議会に出席できる方（年数回、札幌市内での出席またはオンライン出席） ③ 国又は、地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）「以外」の方
公募人員	若干名
委員の任期	令和5年12月から令和7年12月まで（任命の日から2年間）
応募方法	① 応募用紙 「応募用紙」に必要事項を記入してください ② 小論文 次のテーマについて、1,000字以内にまとめてください テーマ【北海道の森林づくりの推進に向けた担い手確保・定着の取組について】 ※ 森林の計画的な伐採や植林作業などの森林づくりを推進することは、森林吸収源対策にもつながる重要な取組です。 全国的に人口減少や高齢化が進む中、本道において、森林づくりの担い手を確保・定着させることが喫緊の課題となっています。そこで、あなたが効果的と考える取組とその理由をまとめてください。 ※「応募用紙」は、道庁のホームページからダウンロードできます（PDF、Word）。また、各（総合）振興局の林務課及び森林室などにも備え付けてあります。 ※「小論文」は、400字詰原稿用紙を使用するか、A4版用紙1枚につき400字程度で作成してください。なお、電子メールで提出する場合は、「Word」により作成してください。
応募期間	令和5年7月12日（水）～令和5年8月14日（月）
提出方法	道庁水産林務部総務課林務企画係へ、郵便又は電子メールで送付してください。
選考	選考委員会において、原則として提出された書類により選考しますが、必要に応じ、面接を実施することがあります。 ① 書類による選考 小論文並びに応募用紙記載内容（年齢・活動内容など）により選考します。 ② 面接による選考 書類選考の結果、選考委員会で必要と認める場合に実施します。面接については、道庁での対面またはオンラインにて実施する予定です。なお、面接で来庁される際の費用またはオンライン面接の通信に要する費用は応募者負担とさせていただきますのであらかじめご了承ください。 面接の詳細や選考結果につきましては、応募者に個別にお知らせします。
委員の仕事	道で選任した他の委員とともに、「知事の諮問に応じ、森林法又は他の法令の規定で定められた事項や森林づくりの推進に関する重要事項の調査審議」を行います。
報酬等	審議会に出席した場合は、道の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

お問い合わせ先・提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部総務課林務企画係

電話番号 011-204-5458（林務企画係直通）

E-mail suirin.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

（参考）過去の森林審議会の開催状況等については、道庁ホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/r-g/r-shingikai/r-shingikai.html>)